



Japan Tax Newsletter

税理士法人トーマツ

2015年3月1日号

東京事務所 シニアマネジャー 大野 久子(公認会計士・税理士)

欠損金の繰越控除に関する改正と連結納税に与える影響

平成 27 年度税制改正において予定されている、欠損金繰越控除制度の見直しは、控除限度額を縮小するものであり、納税者にとって不利な内容となっている。

この改正は単体納税のみでなく連結納税においても適用されるが、単体納税に比較すると、連結納税の方がその影響を受けにくい仕組みとなっており、連結納税のメリットが拡大する結果となる。

1 はじめに

平成 27 年度税制改正(以下「本改正」)においては、法人実効税率の引下げとともに、欠損金繰越控除制度の見直し等の課税ベースの拡大が予定されている。

このうち、欠損金繰越控除制度の見直しは、控除限度額を縮小するものであり、納税者にとって不利な内容となっている。この改正は単体納税のみでなく連結納税においても適用される。しかし、単体納税と連結納税では欠損金についての取扱いが異なるため、その影響も異なる内容となることが予想される。

以下、欠損金繰越控除制度の見直しの内容を概観すると共に、連結納税における本改正の影響について検討し、この欠損金繰越控除に関する改正が連結納税選択の意思決定に与える影響について解説する。

なお、本ニュースレターは、「平成 27 年度税制改正の大綱」(平成 27 年 1 月 14 日公表)および関連法案(平成 27 年 2 月 17 日国会提出)に基づいて作成している。最終的な改正内容については、関連法令公布を待つて確認する必要がある点、ご了解いただきたい。

また、文中意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

2 欠損金の繰越控除についての改正内容

本改正では、青色欠損金の繰越控除、災害損失金の繰越控除および連結欠損金の繰越控除(以下「欠損金の繰越控除」)について、その控除限度額を段階的に引き下げることが予定されている。

具体的には、現行、欠損金の控除限度額は繰越控除前の所得の金額(以下「控除前所得」)の 80%相当額と

されているところ、平成 27 年度¹および平成 28 年度²については 65%相当額とし、平成 29 年度³以降については 50%相当額に引き下げることとされた。

なお、中小法人等の特例(現行、控除限度額が控除前所得の 100%相当額とされている)については存置が予定されている。

また、この改正に伴い、平成 29 年度以降の事業年度において生じる欠損金額については、繰越期間が 10 年(現行 9 年)に延長される。

しかし、繰越期間の延長は 1 年のみであり、また延長が適用されるのは平成 29 年度以降に発生する欠損金のみであるため、過年度発生した欠損金や今後 2 年間程度の間には発生する欠損金については控除限度額が引き下げられるのみであるため、従来に比較し、欠損金の繰越控除がしにくくなり、結果的に控除し切れずに失効するケースも増加することが予想される。

欠損金の繰越控除に係る改正の概要は次の図のとおりである。

現行		改正案	
控除限度額	大法人	所得の80%	平成27年度・28年度 : 所得の65% 平成29年度以降 : 所得の50%
	再建中の法人	再生計画認可決定等以後7年を経過する日までの属する事業年度: 所得の全額 (平成23年度改正法施行前に再生手続開始決定等があった法人を対象とした経過措置)	再生計画認可決定等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度: 所得の全額 (再上場等の場合、以後の事業年度は対象外)
	新設法人	—	設立から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度: 所得の全額 (上場等の場合、以後の事業年度は対象外)
	中小法人	所得の全額	所得の全額
繰越期間	9年	平成28年度までに生じた欠損金: 9年 平成29年度以降に生じた欠損金: 10年に延長	

以下、欠損金の繰越控除の控除限度額が引き下げられる改正の影響を考察するため、基本的に当該法人または連結親法人が中小法人等に該当しないことを前提とする。

3 欠損金の繰越控除の改正の連結納税への影響

(1) 連結欠損金の繰越控除についての改正内容

2 に説明した欠損金の繰越控除制度の改正は、連結欠損金も対象となっており、連結納税においても同様の改正が予定されている。

すなわち、連結欠損金の控除限度額は現行、連結欠損金控除前の連結所得(以下「控除前連結所得」)の 80%とされているところ、平成 27 年度および平成 28 年度は控除前連結所得の 65%、平成 29 年度以降は控除前連結所得の 50%とされる。さらに、平成 29 年度以降に発生した連結欠損金については、その繰越期間が現行 9 年から 10 年に延長される。

(2) 連結納税における欠損金概念

連結欠損金とは、連結納税における繰越欠損金概念である。連結納税グループ内の法人の所得と欠損を合計・相殺したものを連結所得とし、この合算・相殺した結果がマイナスとなる場合に、そのマイナス部分を連結欠損金としてとらえ、翌期以降の連結所得から控除をするものである。

つまり、連結納税においては、連結納税グループ内の各連結法人ごとに発生する欠損金(A)と、連結納税グループ内の連結法人の所得と欠損を合計・相殺した後になお残る連結納税グループ全体としての欠損金(B)

1 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度。以下同じ。

2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度。以下同じ。

3 平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度。以下同じ。

の 2 つの概念があり、後者(B)が連結欠損金としてとらえられるのである。これに対し、前者(A)は個別欠損と呼ばれる。

ここで注目すべきなのは、各連結法人ごとの個別欠損(A)についてはまず連結納税グループ内の他の連結法人の所得(個別所得)と相殺され、この相殺については、他の連結法人の個別所得の合計が上限となるものの、それ以外に何ら上限が設けられていないという点である。すなわち、連結納税の最大のメリットである「損益通算」(連結納税グループ内の所得と欠損を相殺できる)は所得の 80%・65%または 50%等とするような制限なく、フルに行われるといえる。

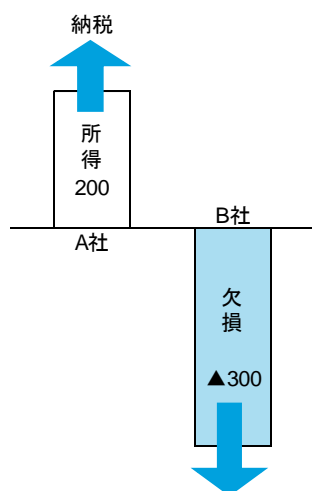
これに対し、単体納税では当期には欠損を生かすことができない上、翌期に繰り越された場合には、現行は控除前所得の 80%、今後は 65・50%の上限をもって繰越控除が行われる。もちろん、連結納税においても連結欠損金になれば翌期以降に繰り越され、現行は控除前連結所得の 80%、今後は 65・50%の上限をもって繰越控除が行われることになり、本改正により繰越控除の可能性は低くなったとはいえるが、連結納税における損益通算のメリットは本改正による影響を受けないため、単体納税に比べれば本改正のデメリットを受けにくいと考えられる。

(例)

100%の資本関係のある内国普通法人 A 社・B 社のグループがあるものとし、A 社は当期所得 200 を計上しているのに対し、B 社は当期欠損 300 を計上しているものとする。

まず A 社・B 社が単体納税を行っている場合には、所得 200 の A 社はこれに対する法人税額を納税する必要があり、一方 B 社は欠損 300 については繰越欠損金として翌期以降の B 社の所得から控除されることになる。(この時の控除限度額が現行は控除前所得の 80%であるところ、本改正により 65%・50%に制限されることになる。)

【単体納税】

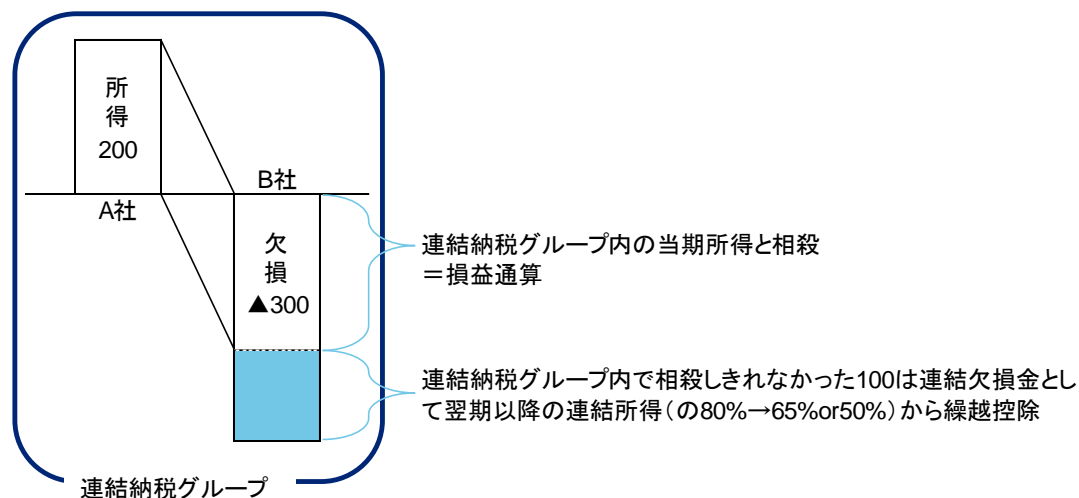


繰越欠損金として翌期以降の所得(の80%→65%or50%)から控除

これに対し、A 社・B 社が連結納税を行っている場合には、B 社の欠損 300 のうち 200 は、当期の A 社の所得 200 から相殺される。相殺については連結納税グループ内の所得金額の 100%が上限となり、これを 80%・65%・50%とする制限は無い。

結果的に相殺し切れずに残った 100 が連結欠損金となり、翌期以降に繰り越して現行は控除前連結所得の 80%、今後は 65%・50%を上限に控除される。

【連結納税】



以上のように、当期にB社で発生した欠損300がそのまま繰越欠損金となる単体納税は本改正のデメリットを受けやすいのに比較すると、連結納税は300のうち200は改正前同様に当期のうちに連結納税グループ内で使用でき、本改正のデメリットを受けるのは100のみという点で本改正のデメリットを受けにくいといえる。

4 連結納税開始における本改正の影響

(1) 連結納税を開始した方がメリットがある場合

さらに、現状単体納税の法人が連結納税を開始することを考えると、連結納税開始前の単体納税時代に発生した欠損金についても、連結納税の方が本改正のデメリットを基本的に受けにくいといえることができる。

連結納税開始前の欠損金は、連結納税開始時に一部の法人のものは切り捨てられるが、その他の法人のものについては連結欠損金とみなされて連結納税に持ち込むことができる。そして、連結欠損金には特定連結欠損金とそれ以外の連結欠損金(以下「非特定の連結欠損金」)があり、特定連結欠損金はその連結法人の個別所得を上限に控除できる欠損金であるのに対し、非特定の連結欠損金はその連結法人の個別所得にかかわらず控除できる欠損金となっている。

連結納税開始時における本改正の影響を考察すると、次のようになる。

まず、連結親法人となる法人の欠損金は、連結納税開始後に基本的に非特定の連結欠損金とみなされるため、現行は控除前連結所得の80%、今後は65・50%の上限をもって控除が可能である。連結親法人となる法人の欠損金は連結納税開始後は連結納税グループ全体で使えることになり、これは連結納税の基本的なメリットの一つである。

次に、連結子法人となる法人のうち一定の要件を満たすものについては、連結納税開始後に特定連結欠損金とみなされ、その法人の個別所得を上限に控除が可能である。個別所得が上限にはなるが、個別所得の80%、65%または50%とする上限は無いため、単体納税よりも控除可能な金額が増加する場合がある。

そして、最終的な連結納税グループトータルの連結欠損金控除金額は、連結所得の現行80%、今後は65・50%が控除限度額の上限となる。

具体的な数字をもって検討する。

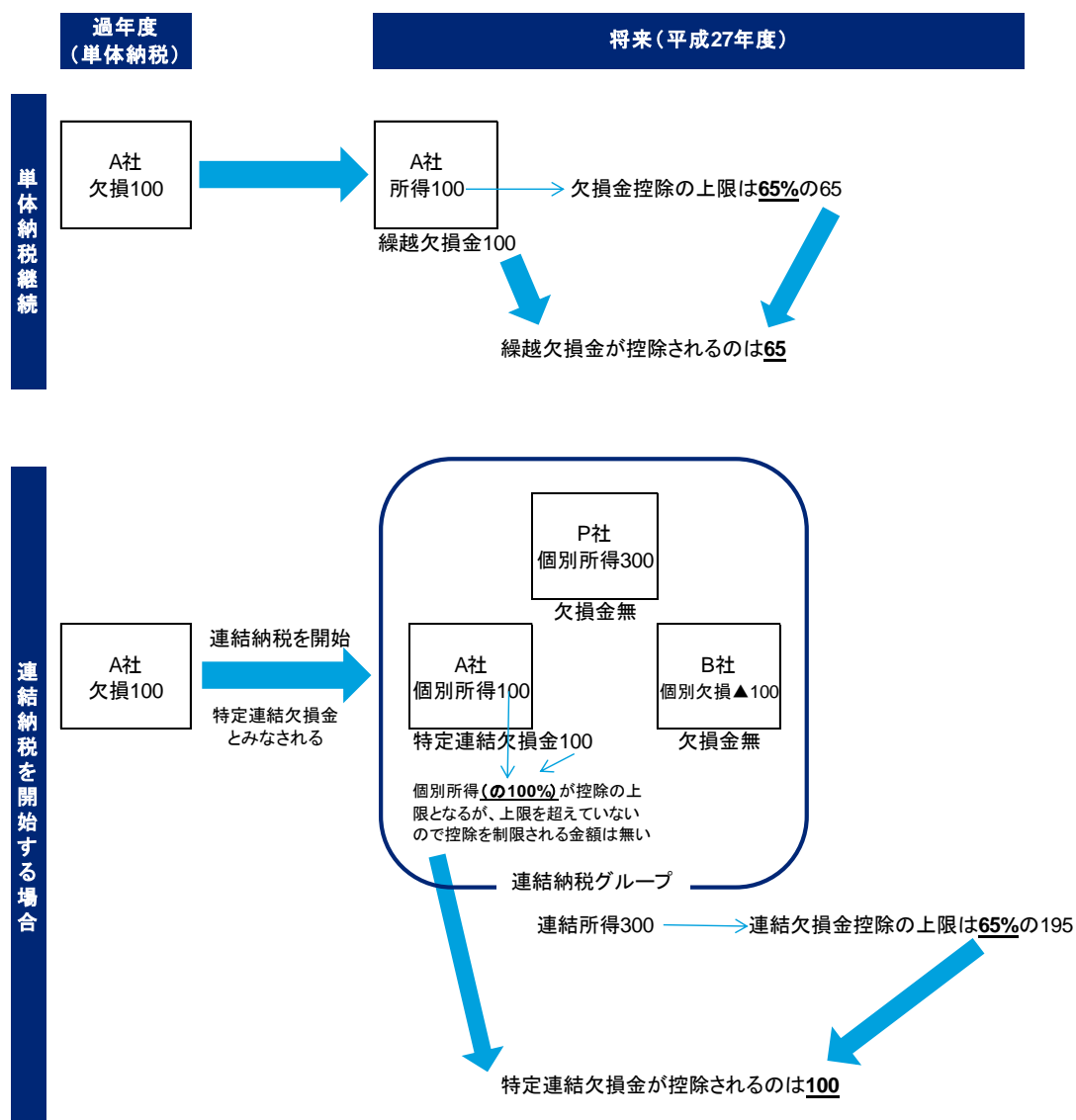
(例)

A社は現在単体納税を行っており、過年度に発生した繰越欠損金100がある。平成27年度から連結納税を開始した場合の当該繰越欠損金の控除見込みを検討する。連結納税を開始する場合、A社は連結子法人のうち一定の要件を満たす法人に該当し、その欠損金は特定連結欠損金になるものとする。平成27年度のA

社の所得の発生見込みは 100 であり、連結納税グループ内の P 社・B 社の個別所得・欠損の見込みはそれぞれ 300・▲100 である(P 社・B 社には繰越欠損金はなし)。いずれも、中小法人等には該当しないものとする。

この場合に、単体納税を開始する場合には、A 社の平成 27 年度の控除前所得は 100 であるため、控除限度額は $100 \times 65\% = 65$ となり、欠損金控除額は 65 となる。

これに対し、連結納税を継続する場合には、A 社の繰越欠損金 100 は A 社に帰属する特定連結欠損金が 100 とみなされる。そして、A 社としての個別所得 100 が控除の上限となるが、超過していないため、控除を制限される金額は無い。次に、控除前連結所得 300 の 65% である 195 が控除限度額となるが、これも超過していないため、結局 A 社に帰属する特定連結欠損金 100 をすべて控除することができる。



以上のように、今後連結納税を開始し特定連結欠損金となるケースにおいても、欠損金の控除限度額の引下げが各法人ごとに影響する単体納税に比べ、連結納税グループ全体で適用される連結納税の方が、一般的に今回の控除限度額の引下げの影響を受けにくいといえる。

(2) 連結納税開始により欠損金控除の時期に影響が出る例

ただし、すべてのケースにおいて、連結納税の方が特定連結欠損金を控除しやすいというわけではない。

もちろん、連結納税開始の際に時価評価や繰越欠損金の切捨てが生ずるケースもあり、これは連結納税改正

の最も分かりやすいデメリットといえる。

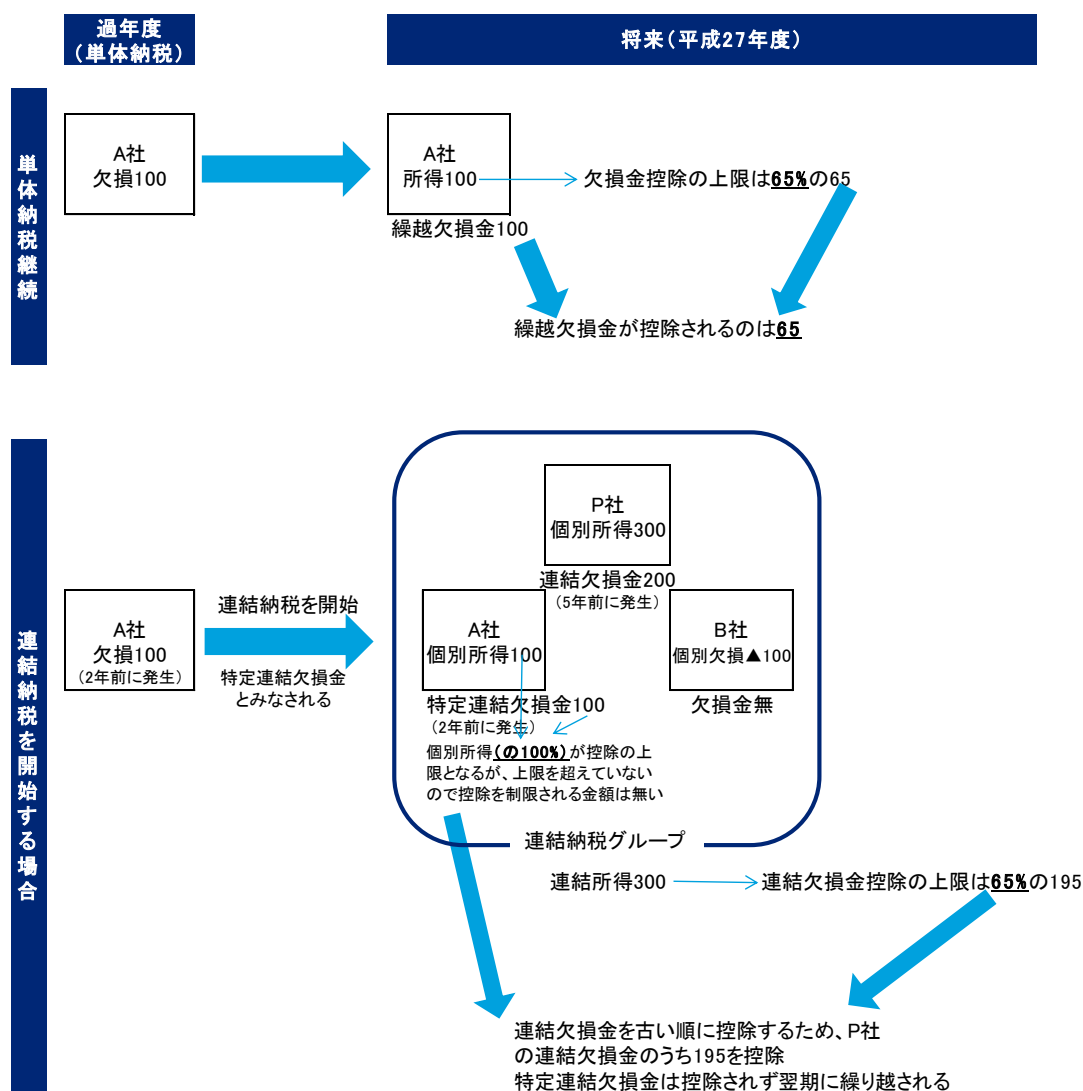
しかし、そのほかにも、次のように、(1)同様に特定連結欠損金に引き継がれるケースにおいても、連結納税グループ内の他の法人の所得や欠損のバランス等により、単体納税であれば控除されていたはずの欠損金が控除されないケースもある。

(例)

基本的に(1)と同じ状況であるが、P社に発生年度の古い(5年前と仮定)欠損金が200あり、これが連結欠損金に引き継がれるものとする。A社の繰越欠損金はこれに比べ2年前と発生年度が新しいものとする。

連結欠損金の発生年度が複数にわたる場合、連結欠損金全体でみて発生年度の古い欠損金から控除することとされている。本ケースの場合、A社の連結欠損金よりもP社の連結欠損金の方が古いため、P社の欠損金200が先に控除される。そのため、A社の連結欠損金はこの期には控除されずに残り、次年度に繰り越されることになる。

A社の連結欠損金が控除されない分、P社の連結欠損金が控除されており、一概に損であるとはいえないが、連結所得と個別所得が十分であればその法人に帰属する特定連結欠損金が必ず控除されるというわけではない点に留意する必要がある。



5 連結納税開始を検討する際の留意事項

以上のように、連結納税は、本改正の欠損金の繰越控除の限度額の引下げの影響を受けにくい傾向があるため、本改正により連結納税のメリットは従来よりも際立つものになったといえる。

連結納税はグループ内の損益通算をできる点で、基本的にどのような法人グループにとってもメリットのある制度であり、一方、様々な制度の仕組みによりデメリットがある場合もあるため、それらを比較衡量して、選択するグループが徐々に増加してきているところである。本改正によりメリットが増加するのであれば、再び選択可否の検討をする必要も出てくるものと思われる。

ただし、連結納税グループ内の他の法人の所得と欠損のバランスによっては、そのメリットが発揮されない場合もある。

また、連結納税開始には時価評価や欠損金切捨てその他のデメリットがある場合もあるため、十分な検討をすることが必要である。

そのほか、連結納税開始に係る一般的な留意事項は [Japan Tax Newsletter:2014年8月1日号「連結納税選択の検討」](#)をご参照いただきたい。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

税理士法人トーマツ 本部・東京事務所

所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル5階
TEL 03-6213-3800(代)
email tax.cs@tohatsu.co.jp
URL www.deloitte.com/jp/tax-co

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。